

食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

農林水産省資料



- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年10月中に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」（案）を公表する予定。

1. 背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定**することとした。

2. スケジュール

- 食品企業からの意見聴取等を踏まえ、手引きを策定し、令和5年10月中に案を公表。
- 手引き公表後は、全国でのセミナー実施等により企業に周知し、活用を促進していく予定。

3. 手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
 - 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
 - 3 取り組む上での考え方
 - 4 人権尊重の取組の全体像
 - 4-1 人権方針の策定
 - 4-2 人権デューデリジェンス
 - 負の影響の特定・評価
 - 負の影響の防止・軽減
 - 取組の実効性の評価
 - 説明・情報開示
 - 4-3 救済
- 別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント
- 別添2 作業シート
- 参考資料

食品企業を取り巻く環境（作成中の「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」より抜粋）

- 食品企業において人権尊重の取組を進めるに際しては、大きく2つの視点があります。一つは、**自社やグループ会社、直接取引先における労働者の人権尊重**です。例えば、安全衛生が不十分な労働環境、ハラスメント、非正規雇用労働者や外国人労働者に対する社内規定・制度等での差別が懸念されています。
- もう一つは、**間接取引先含むサプライヤー・原材料調達先の労働者の人権尊重**です。特に、海外の原材料生産地では児童労働や強制労働が発生している場合があります、こうした調達先から原材料を調達することによる人権侵害への間接的な関与が懸念されています。
- こうした状況の中、大手の食品企業では、調達先における人権尊重の取組状況について、アンケート調査や訪問監査で確認したり、取引の開始や継続に際して、調達先にも自社が定める人権尊重の取組方針を遵守するよう求めたりする動きが増えています。

食品産業のサプライチェーンや生産品目等に関する主な人権に関するリスク（例）

サプライ
チェーン



原材料の生産・
調達



原材料の生産・
調達



食品の製造・
加工



流通・消費

横断的
リスク

例) 強制労働
児童労働
差別
外国人労働者の権利の侵害

結社の自由・団体交渉権の侵害
労働安全衛生
過剰・不当な労働時間

公正な賃金の支払い
暴力とハラスメント
先住民族・地域住民の権利の侵害
消費者の安全と知る権利

国際機関によ
り強制労働や
児童労働が指
摘されている
製品の例

	児童労働が指摘されている製品の例	強制労働が指摘されている製品の例
農産物	カカオ、珈琲、紅茶、ヒマワリ、花、パーム油、スパイス（クローブ、バニラ）、小麦、米、とうもろこし、バナナ、メロン、柑橘系フルーツ、ブルーベリー、葡萄、キャッサバ、ジャガイモ、カシューナッツ、ヘーゼルナッツ、ブラジルナッツ、粟、豆、オリーブ、サトウキビ、嗜好品（タバコ、ケシ、カート）、キャベツ、きゅうり、タマネギ、トマト、ニンニク、ブロッコリー、レタス	珈琲、紅茶、パーム油、バナナ、イチゴ、柑橘系フルーツ）、ブラジルナッツ、サトウキビ、タバコ、トマト、米、とうもろこし、胡椒）
畜産物・魚介	エビ、魚、牛、豚、鶏、羊、山羊	エビ、魚、貝、牛、羊、山羊